

## 大里地区不法盛土等対策現地本部設置要綱

平成14年6月12日決裁  
(改正) 平成21年4月1日  
(改正) 平成24年4月1日

### (目的)

第1条 大里地区内の不法な盛土及び廃棄物の投棄について、農林関係機関が連携を図って対処することを目的として、大里地区不法盛土等対策現地本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 現地本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 不法な盛土及び廃棄物の投棄の防止に関すること。
- (2) 不法に行われた盛土及び廃棄物の投棄の是正に関すること。
- (3) 不法な盛土及び廃棄物の投棄にかかる連絡調整に関すること。
- (4) その他必要な事項の検討に関すること。

### (構成)

第3条 現地本部は、本部長及び部員をもって構成する。

- 2 本部長は、埼玉県大里農林振興センターの所長の職にある者をもって充てる。
- 3 部員は、埼玉県大里農林振興センター副所長、同センター管内の各市町農政担当課長及び各市町農業委員会事務局長、埼玉県寄居林業事務所の所長の職にある者をもって充てる。

### (職務)

第4条 本部長は、現地本部の事務を掌理する。

### (意見聴取等)

第5条 本部長は、現地本部の運営において必要があると認めるときは、関係機関に対して会議等への出席を求め、意見を聴取することができる。

### (庶務)

第6条 現地本部の庶務は、埼玉県大里農林振興センターにおいて所管する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、現地本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成14年6月12日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。